

千代田区議会百条調査 の最終報告書になぜ 反対したのか

令和3年度予算要望を 区長へ行う！

千代田区議会百条調査最終報告書が第4回定例会最終日の11月27日に提案された。私(大串ひろやす)は以下の理由により反対した。

▼今回の百条調査の目的は、報告書の「調査内容」に明確に書かれた。「千代田区長はじめ関係人を証人喚問した上で、千代田区長が開発事業に対し、事務執行上の便宜を諮った見返りに、事業者から優遇を受けてマンションを購入したのではないかという疑惑について明らかにする」(P.9)と。

▼この点、事業者である三井不動産レジデンシャルからの文書照会に対する9月11日付回答書において、「弊社は、石川区長より何ら便宜を受けた事実は無く、事業協力者住戸を設定し、■氏へご紹介したのは、本件マンションの販売戦略上の判断によるものであることを付言いたします」と明確に述べていること、また10月24日の同事業者の証人尋問でも米田副委員長の質問に答えて「総合設計の要綱が厳格に定められておりまして(中略)特別な優遇便宜があったというゆうには考えておりません。(中略)事業協力者住戸の設定というのは販売戦略上、(中略)設定させていただいておりますので、便宜ですとか利益供与というものにはあたらない」と証言していることは極めて重要な内容だ。つまり、区長は開発事業者に対して事務執行上の優遇や便宜を諮っていないこと、また事業協力者住戸についても事業者が販売戦略上行ったものであり、見返りとして購入したものではないことが明らかとなったのだ。

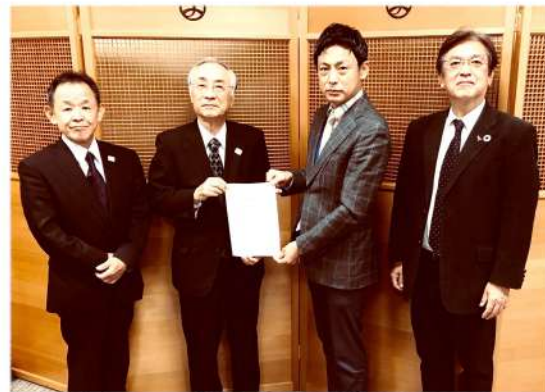
▼百条調査の目的を明確にしながら、なぜ最も大事なこのことを最終報告書に記述せず、「疑いを拭い去ることはできなかった」(P.21)と結論したのか。目的は他にあったのか。そうだとすれば権限の乱用でありその罪は重い。以上が反対した理由である。

→百条調査最終報告書は右QRコード



参考

百条調査権とは、地方自治法100条に根拠を有する議会の調査権をいう。100条第1項には「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」とある。つまり、事務執行上に関するものでなければ調査の対象とはできず、個人的事項は対象とはできない。またその調査を行うために特に必要と認められる場合にのみしか証人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることはできない。強権であるがゆえのしばかりだ。



11/26 令和3年度予算要望を行う
左から副区長、区長、米田かずや、大串ひろやす

公明党議員団として令和3年度予算要望を石川区長へ行いました。新型コロナと地球の温暖化というこれまでに経験したことのな

い困難に直面しています。この困難を乗り越えるためには区民の皆様と力を合わせて取り組まなくてはなりません。その視点から、令和3年度予算については、新型コロナ対策を始め、必要な構造改革を含め12分野65項目について事業化また事業の拡充を要望しました。

▼主要要望項目は以下の通りです。

- ・①新型コロナワクチンの重症化リスクの高い高齢者などへの円滑な接種、②保健所の体制拡充
- ・庁内横断的なチームを作り構造改革について検討・推進すること
- ・①気候非常事態宣言を行う、②地球温暖化対策条例の改定 ③Zero Emission Chiyodaの策定
- ・①子どもの権利や権利擁護を定めた(仮称)「千代田区子どもの権利条例」の制定、②第三者による権利擁護機関の設置
- ・①GIGAスクール構想の実現、②不登校児童・生徒のオンライン学習は在籍学校長の判断で出席扱いへ
- ・幼稚園での給食の実施及び食育の実施
- ・就学前プログラムの改訂と保護者版の作成
- ・ケアラーへの支援拡充
- ・千代田区認知症施策推進条例の制定
- ・断らない相談、重層的支援体制整備事業の整備
- ・暮らしを守るため居住支援の抜本的見直し
- ・国保会計への法定外繰入を継続し国民健康保険料の上昇を抑えること
- ・老朽化マンションの建替え促進

編集後記

「調査なくして発言無し」とは公明党の伝統です！毎定例会、区民の皆様からいただいたご相談をもとに先進自治体や関係団体を訪問して調査をし本会議質問を行っています。今年も区民の皆様のため全力で働いてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします！

公明党議員団 米田かずや、大串ひろやす